|  |
| --- |
| **公益認定申請窓口相談の募集について**  **（令和7年11月分）** |

　内閣府では、公益法人を目指し公益認定申請を検討されている一般法人の方々を対象に、窓口相談の予約申込を受け付けております。

窓口相談の申込に当たって

●対象法人　：　内閣府へ公益認定申請をご予定の一般法人

●相談内容等　：　（１）新規の公益認定等各種申請に関するご相談

（２）定款の変更に関するご相談

※窓口相談の時間は限られています。（１回当たり約４５分）相談事項は、定款を含めて３問程度に

絞り込んでください。

※公益法人informationの「公益法人として活動する」の「資料・マニュアル・手引き」に掲載する「公

益法人を目指す一般法人向け公益法人制度関連資料」は申請に役立つコンテンツですので事前にご参照ください。また、基本的なご相談は電話でもお受けしておりますのでご活用ください。

（電話：０３－５４０３－９６６９）

●相談場所　：　内閣府公益認定等委員会事務局内（東京都 港区虎ノ門3-5-1 第３７森ビル１２階）

●申込期間　：　令和7年9月19日（金）から令和7年10月3日（金）まで

●相談日時　：　別紙窓口相談予約申込書の日時のいずれか１回　（ただし、申込は相談可能な複数日を登録）。

●申込方法　：　下記Ｅメールあてにお申込みください。

●回 答 日　：　申込締切日の１週間後を目途にご連絡いたします。

●留意事項

１．窓口相談は公益認定申請の要件ではありません。

２．以下の法人の方は、予約申込を行うことができません。

（１）既に申請を行っている法人

（２）申請予定先行政庁が都道府県である法人

３．ご相談は、できる限り詳細な説明を行いますが、最終的な結果を保証できるものではありませんので、予めご了承願います。

４．初めて窓口相談を受けられる方には、現行の定款、事業の概要、組織、財務規模等が分かる資料（パンフレット等）の提出をお願いしております。

５．窓口相談への来訪者は３名までとします。（うち代理人は１名まで。代理人のみの来訪は不可）

６．相談事項は、定款も含めて３問程度に絞り込んでください。窓口相談の日時確定後、Ａ４判用紙１～２枚に簡潔に取りまとめていただくとともに、その相談に関連する資料（例えば定款の変更の案、貸借対照表、収支予算書など）を相談日の１０開庁日前（土日・祝祭日・12/29～1/3を除いた１０日前）１７時 ＜厳守＞までに送付してください。

【申込み・問合せ先】

内閣府公益法人行政担当室　　高橋

Ｔｅｌ　：　０３－５４０３－９６６９



別　　　紙

窓口相談予約申込書

* 窓口相談日時一覧（希望する日時に○をつけてください（相談可能な複数日時を登録ください。））。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| １１月 | | １０：１５～１１：００ | １３：１５～１４：００ | １５：１５～１６：００ |
| ４日 | 火 |  | ― | ― |
| ５日 | 水 |  | ― | ― |
| ６日 | 木 |  |  | ― |
| ７日 | 金 |  |  | ― |
| １０日 | 月 | ― |  |  |
| １１日 | 火 |  | ― | ― |
| １２日 | 水 |  |  |  |
| １３日 | 木 |  |  | ― |
| １４日 | 金 |  | ― | ― |
| １７日 | 月 | ― |  |  |
| １８日 | 火 |  | ― | ― |
| １９日 | 水 |  |  |  |
| ２０日 | 木 |  |  | ― |
| ２１日 | 金 |  | ― | ― |
| ２５日 | 火 |  | ― | ― |
| ２６日 | 水 |  |  |  |
| ２７日 | 木 |  |  | ― |
| ２８日 | 金 |  | ― | ― |

**◆法人情報を登録願います　（代理人のみの記載は不可）。※代理人が参加される場合は代理人情報も記載。**

●　一 般 法 人 名 ：

●　法人担当者名 ：

●　連絡先電話番号 ：

●　連絡先メールアドレス　　：

●　窓口相談の当日の来訪者名【３名まで（うち代理人は１名限り。代理人のみは不可）】　：

●　過去における公益認定申請実績の有無　(いずれかに〇)　　　　　　　　　　　　ある　　　　　　　　　なし

●　移行法人として公益目的支出計画提出実績の有無　(いずれかに〇)　　　　　ある　　　　　　　　　なし

●　過去における窓口相談実績の有無 (いずれかに〇)　　　　　　　　　　　　　　　ある　　　　　　　　　なし

* 相談内容（３問程度）　※必ず記載してください。

①

　　　②

　　　③